

質問事項についての回答

質問等：退職手当額を算定できるシミュレータの作成依頼。

回 答：誰でも算定できるものの場合、自分で算定した額と実際に支給される額に差が生じ誤解を生む可能性がある。これまでどおり当組合へ試算依頼をしていただきたい。

質問等：退職手当説明会（令和5年7月7日開催）資料①の「6 転出による注意点」について、61歳以後に他市町村（B市）で勤務する場合はA市の給料月額が退職手当額に反映されず、退職手当支給額に影響が出るとのことでしたが、他市町村に勤務する場合とは具体的にはどのようなケースが想定されるのかご教示の程お願いいたします。

回 答：他市町村に勤務する場合の具体例

「退職時に所属していた団体」の履歴の給料月額を基に退職手当を算定する。

以下の場合、給料月額が「転出前の団体」>「退職時に所属していた団体」であっても、「退職時に所属していた団体」の履歴を基に退職手当を算定するため、特定減額等には該当しないこととなる。

- ・現所属団体を退職し、引き続き通算される地方公務員等となる場合
（退職日の翌日から他市町村等に勤務する場合）

※他市町村：通算規程のある国・都道府県・市町村・一部事務組合等の職

例1) R6.3.31 A市（現所属団体）退職

（退職時60歳、自己都合、退職時給料月額400千円）

※通算規程により、退職手当を支給しない。

4.1 B市採用

給料月額が60歳時の7割となる。（280千円）

R7.3.31 B市退職（61歳、定年退職）

※B市の履歴（R6.4.1～R7.3.31）の給料月額を基に退職手当を算定

例2) R5.3.31 A市（現所属団体）退職

（退職時59歳、自己都合、退職時給料月額340千円）

※通算規程により、退職手当を支給しない。

4.1 C組合採用

R6.3.31 C組合退職

（退職時60歳、自己都合、退職時給料月額360千円）

※通算規程により、退職手当を支給しない。

4.1 A市採用

(採用時給料月額 238 千円)

※C 組合時の 7 割支給ではなく、A 市の給料表の 7 割支給

R7.3.31 A市退職

(61 歳、定年退職、退職時給料月額 238 千円)

※A 市の履歴 (R6.4.1～R7.3.31) の給料月額を基に退職手当を算定

(同団体であっても、A 市に所属していた R5.3.31 までの履歴の給料月額は退職手当算定に使用しない)

2 電話等による問合せ又は不備の多いもの

(1) 退職手当の支給に関する証明書について

- ・転出先へ提出する「退職手当の支給に関する証明書」は当組合で証明するため、必要の場合は当組合へ連絡すること。
- ・各団体長名で作成・証明したものは無効のため、後日組合で作成する必要があること。

(2) 会計年度任用職員の日数について

- ・1 月の勤務日数に含めない場合

- ① 欠勤 (時間休を欠勤した場合も 1 日欠勤と同様に取り扱う。)
- ② 1 日の勤務時間が常勤と同じ勤務時間に満たない日

※時間休を欠勤している日又は 1 日の勤務時間が常勤と同じ勤務時間に満たない日が複数日ある場合、その勤務時間を合算して 1 日勤務とすることはできない。

(3) 会計年度任用職員の出勤簿の写しについて

資料②-3 参照

就職報告書提出時に添付する出勤簿の写しについて、年休等を取得した場合は「年休」「欠勤」等を記載 (時間休の場合は「年休 2 時間」等と記載) すること。

※「休」のみの記載の場合、年休・欠勤等の判断ができないため。

(4) 職員異動報告書について

提出時期は以下のとおり。

- ①休職 ②停職 ③育児休業 ④育児短時間勤務 ⑤自己啓発等休業 ⑥高齢者部分休業 ⑦職員団体専従 ⑧配偶者同行休業 ⑨氏名変更 ⑩職員番号変更

(1) 上記①～⑧の開始時

(2) 上記①～⑧の期間が延長された場合

- (3) 上記①～⑧からの復職時
- (4) ⑨⑩については発生時